

# 懲戒解雇は重すぎる！

先日、ユニオン沼津運輸区分会組合員2名（うち1名は駅還流）が懲戒解雇処分を受けた。理由は、購入券の不正使用というものである。

しかし、社員以外の他人に券を渡した訳ではなく、かつての不正使用とは違い、会社に損害を与えたものではない。そのことからすれば処分は重すぎる。確かに、購入券の不正使用は悪い。だからといって、懲戒解雇は正当な処分と言えるのか。労働者にとって、解雇は「死」を意味する。解雇された2名は、年齢的には働き盛りでこの先会社を支えていく人間であるし、家庭では大事な家族を養う<sup>あるじ</sup>主である。一家の大黒柱が職を失ったとなれば、家族はどんな思いでいるのかは想像に難くない。少なくとも、解雇処分は避けて、2名に再チャンスを与えるべきではなかったのか。この会社には、血も涙もないのか。

パッセンジャー（子会社）の駅弁・サンドイッチ消費期限表示偽装が発覚した。「偽装は1年前」という当初の見解から一転して、「3年前の愛知万博時から偽装をしていた」というのではないか。しかも、組織的に行っていたというから、不祥事というレベルではなく、犯罪ともいえる行為である。パッセンジャーの社長は、静岡支社長をはじめJR東海の取締役を歴任した人物である。記者会見で頭を下げれば事済むのか。他のメーカーの偽装が相次ぎ、それらの最高責任者はいずれも辞任している。それこそ、社長の辞任が妥当ではないか。それと比較すれば、購入券の問題は微々たるものではないか。末端社員が仕打ちを受け、なぜ経営トップはおとがめ無しなのか。私たちJR東海労は、このような矛盾を良しとしない。

さて、ユニオン沼津運輸区分会は2名の懲戒解雇に対し何をしたのだろうか。掲示板には見解を出さないし、口コミも何も聞こえてこない。まさか、会社と一緒にあって、2名を糾弾してはいないだろうね。いずれにせよ、2名を守る取り組みをしていないことは確かだ。日頃、「海労は組合員の雇用・利益を守れない」と口うるさく言うのがユニオンである。その言葉をそっくり返してやろう。まじめなユニオン組合員の皆さん、このようなユニオン幹部や会社経営陣を信用できますか？

私たちJR東海労沼津運輸区分会は、無念にも解雇された2名、そして家族・友人の思いに立ち、懲戒解雇は不当であることを主張する。

2008年4月3日

JR東海労働組合沼津運輸区分会